広島県告示第六百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年十一月二十日

広島県知事　湯﨑英彦

名称	所在地	指定年月日
ファーマシィ薬局健美	三次市東酒屋町五八七番地一，Ｋｚビル二階	平成二九年九月一日
阪神調剤薬局　東広島店	東広島市黒瀬町楢原二四三番地九	平成二九年九月一日